

令和4年4月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官


令和3年(ネ)第4138号 国家賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和2年(ワ)第6372号)

口頭弁論終結日 令和4年2月17日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 主位的申立て

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

2 予備的申立て

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人らに対し、各10万円を支払え。

第2 事案の概要等(略語は原判決のものを用いる。)

1 本件は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、原子炉の製造業者3社を被告として損害の賠償等を求める訴え(前訴)を提起した控訴人らが、上記製造業者の責任を否定した控訴審判決(前訴原判決)を不服として上告したところ、最高裁判所から、平成31年1月23日付けで、上告の理由が明らかに民事訴訟法312条1項及び2項に規定する事由に該当しないとして同法317条2項に基づき上告を棄却する旨の決定(前訴上告棄却決定)を受けたため、前訴上告棄却決定は同項の要件を欠き違法であり、前訴上告棄却決定をした最高裁判所の裁判官らの違法

な行為により精神的苦痛を受けたと主張して、国賠法1条1項に基づき、被控訴人に対し、控訴人ら1人につき10万円の損害賠償を求める事案である。なお、控訴人らのうち3名は前訴を提起していないが、前訴上告棄却決定により他の控訴人らと同様に精神的苦痛を受けたと主張して、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めている。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したため、これを不服として控訴人らが控訴した。なお、当審において控訴人らのうちの2名が控訴を取り下げた。

2 前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり原判決を補正し、後記3のとおり当審における控訴人らの追加的ないし補充的主張を付加するほかは、原判決の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁9行目の「製造業者ら」を「製造業者3社」に改める。
- (2) 原判決3頁4行目の「甲3、5」を「甲3ないし5」に改める。
- (3) 原判決4頁14行目の「されている」の次に「（以下、この見解を「違法性限定説」という。）」を加える。
- (4) 原判決4頁25行目の「解すべきである」の次に「（以下、この見解を「無制約説」という。）」を加える。
- (5) 原判決6頁9行目の「さらさせて」を「さらされて」に改める。

3 当審における控訴人らの追加的ないし補充的主張

(1) 追加的主張

ア 最高裁判所が民事訴訟法317条2項により決定で上告を棄却することができるのは、上告の理由が明らかに同法312条1項及び2項に規定する事由に該当しない場合に限られる。前訴の上告に民事訴訟法317条2項が適用されたのが誤りであることは当事者間に争いのない事実であるところ、原判決は、前訴上告棄却決定は同項に違反していないと説示しており、当事者間に争いのない事実はそのまま裁判の資料として採用しなけれ

ばならないとする弁論主義に違反している。

イ 本件の争点は、前訴上告審裁判官らの行為の違法性の判断に当たり違法性限定説を適用すべきであるか否か、また、違法性限定説を適用した場合でも国賠法上の違法性が認められるか否かにあったところ、原判決はこれらの争点につき一切判断せず、被控訴人も述べていない理由を独自に展開して前訴上告棄却決定が民事訴訟法317条2項に違反しないとの結論を導いており、弁論主義ないしその趣旨に違反している。

(2) 補充的主張

ア 最高裁判所の判断に対しては上訴の制度が存在しないから、違法性限定説を適用すると、最高裁判所から誤った判断を受けた当事者への救済の途を事実上閉ざす結果となる。したがって、下級裁判所の裁判官の職務上の行為に対する国賠法上の違法性判断の一般的な基準として違法性限定説が適用されるとしても、少なくとも最高裁判所の裁判官の職務上の行為に対しては、より厳しく責任を追及することのできる可能性、すなわち無制約説と同等の判断基準を適用すべきである。

イ 前訴上告棄却決定における前訴上告審裁判官らの判断の誤りは、単なる過失で済まされるものではなく、少なくとも故意と同視することのできる重大な過失があることは前訴上告棄却決定の決定書の文言に照らしても明らかである。したがって、控訴人らが主張する無制約説を採用した場合はもとより、被控訴人が主張する違法性限定説を採用した場合でも、被控訴人は、控訴人らに対し、国賠法上の損害賠償責任を負う。

ウ 前訴第1審判決及び前訴原判決（以下、併せて「前訴下級審判決」という。）は、その内容は不当であるが、前訴原告らが指摘したノー・ニュークス権等の憲法上の権利の侵害についての一応の判断を行っている。それにもかかわらず、前訴原告らの憲法違反の主張に形式的に応答したにすぎず、実質的には憲法判断をしていないなどと理解することは、前訴下級審

判決を不当に軽視するもので許されない。

エ 前訴下級審判決がした憲法判断の結論が合憲であることをもって、前訴原告らの上告の理由が憲法違反を理由とするものではないと認定することができるとき、控訴審で合憲の判断が行われた場合は、その後に憲法違反を理由として最高裁判所に上告しても、常に民事訴訟法312条1項に規定する事由に該当しないことになるが、このような結果は国民の司法に対する信頼を著しく毀損する。憲法適合性に疑義のある事例に対しては、憲法判断を示すことが最高裁判所に期待されている役割であり、控訴審で合憲の判断がされたことを理由に最高裁判所が上告審として取り扱わないとすれば、最高裁判所はその存在意義を失う。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、当審における控訴人らの補充的主張を踏まえて以下のとおり原判決を補正し、後記2のとおり当審における控訴人らの追加的主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1ないし3（ただし補正後のもの）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決7頁9行目から10行目にかけての「本件責任集中制度は、」の次に「原子力損害を被った者の被害回復のために合理的でないとはいはず、立法の裁量の範囲内であるというべきであり、」を加える。
- (2) 原判決7頁23行目の「引用した上、」の次に「前訴第1審判決が「本件責任集中制度が憲法によって保障されている前訴原告らの基本的人権を侵害するものということはできないから、本件責任集中制度が違憲である旨の前訴原告らの主張は理由がない」と説示していた部分について「本件責任集中制度はおよそ憲法が保障する前訴原告らの権利を侵害するものではなく、適用違憲となる余地もないから、前訴原告らの法令違憲及び適用違憲の主張はいずれも理由がない」と改めるとともに、「」を加える。

(3) 原判決9頁23行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「2 本件に関する国賠法上の違法性の有無の判断枠組みについて

(1) 裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによって当然に国賠法1条1項にいう違法な行為があつたものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるものではなく、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情がある場合にはじめて上記責任が肯定されるものと解される（昭和57年最判、最高裁判所昭和55年（オ）第792号同57年3月18日第一小法廷判決・集民135号405頁、最高裁判所昭和62年（オ）第667号平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938頁）。

(2) これに対し、控訴人らは、上訴制度が存在しない最高裁判所の裁判官がした認定判断に対して上記(1)の判断枠組みを適用すると、最高裁判所の裁判官による誤った認定判断を受けた当事者への救済の途を事実上閉ざすことになるから、一般の公務員が公権力を行使した場合と同様の厳格な判断基準（無制約説）を適用して国賠法上の違法性の有無を判断すべきであると主張する。しかし、民事訴訟法は、適正かつ迅速な裁判を確保するための制度として、上訴制度及び再審制度を設けて、ある裁判を不服とする者にこれらに訴える途を開く一方で、無限に正当な解決を求めて争訟を繰り返すことの許されない法的紛争の公権的解決の方法として、上級審の判断を最終的に正当なものとして、一定の裁判に終局性及び確定性の効果を付与しているものであるから、最高裁判所の裁判官がした判断に不服がある場合には民事訴訟法は再審の制度に

よる救済を前提としているというべきであり、最高裁判所がした判断に対しては上訴が認められていないことを理由として、最高裁判所の裁判官がした判断に限り、控訴人らが主張する判断枠組み（無制約説）を採用すべきとは解されない。したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。」

(4) 原判決9頁24行目の「2」を「3」に改め、同行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(1) そこでまず、前訴上告棄却決定に上記2(1)で説示した「是正されるべき瑕疵」が存在するか否かについて検討する。」

(5) 原判決9頁25行目の「(1)」を削る。

(6) 原判決10頁23行目の「については、」の次に「上記(1)で説示した」を加える。

(7) 原判決11頁9行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「 そして、前訴原判決は、前訴原告らが主張するノー・ニュークス権は、要するに、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を原発事故の場面に当てはめた際に、どのような具体的権利を有していることになるかという点について前訴原告らの理解及び見解を述べたものであるところ、本件責任集中制度は前訴原告ら主張のノー・ニューカス権を侵害するものとはいえず、前訴原告らの主張は原賠法の當否についての政策論を述べるにとどまるとした前訴第1審判決の説示（上記1(1)ア）を全て引用した上で、①前訴原告らが主張する内容のノー・ニューカス権は、これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているとはいえないこと、②人格権や環境権は上記内容のノー・ニューカス権を認める根拠にならず、憲法13条や25条がノー・ニューカス権を認める根拠となるものでもないこと、③民法又は製造物責任法が定める損害賠償制度は、前訴原告らがノー・ニューカ

ス権を認める意義として主張する各種機能を被害者の権利として付与していないと解され、同機能を根拠として、本件責任集中制度が前訴原告らの法律上の権利を制限したとはいえないことなどを説示している（上記1(2)ア）。これらの説示に照らすと、前訴原判決は、本件責任集中制度により原子力損害の被害者の保護は十全に図られていると事実認定した上で、原子力損害の被害者に対してどのような救済方法を設けるかは専ら立法政策の問題であり、前訴原告らのノー・ニュークス権の主張は、原賠法が採用する立法政策（本件責任集中制度）の当否を問題とするものにすぎないと理解の下に前訴原告らの主張に対して形式的に応答したものにすぎず、実質的には憲法判断を示していないということができ、前訴原判決が前訴原告ら主張に係るノー・ニューカス権が認められないと判断したことによって憲法判断（民事訴訟法312条1項の憲法の解釈）をしたとはいえない。したがって、前訴原判決を不服として提起された前訴原告らの上告の理由も、憲法違反の主張をするものの、その実質は単に立法政策の当否を問題としているにすぎないものであって、明らかに民事訴訟法312条1項に規定する事由に該当しないといわざるを得ない。

これに対し、控訴人らは、憲法上の権利として確立された権利ではないことを理由に、最高裁判所が民事訴訟法317条2項に基づいて決定で上告を棄却することができるとすれば、控訴審で合憲と判断されると常に最高裁判所による憲法判断を受ける機会を失う結果となり不當であり、最高裁判所に期待されている職責を果たすことにはならないなどと主張する。しかし、控訴審が合憲の判断をした場合でも、最高裁判所が原審における当事者の主張や上告の理由等を踏まえて、憲法の解釈の問題であるとして民事訴訟法312条1項が規定する上告の理由に該当すると判断することは当然に可能であるから、控訴審で合憲と判断された

ことから直ちに最高裁判所による憲法判断を受ける機会が失われるものではない。したがって、控訴人らの上記主張はその前提を欠くものといわざるを得ない。」

(8) 原判決11頁10行目冒頭から同17行目から18行目にかけての「いえる。」までを次のとおり改める。

「さらに、前訴原判決は、前訴原告らの財産権侵害及び平等権侵害の各主張について、①被害者が誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは原則として立法の裁量であり、原賠法では、原子力損害を被った被害者に対する損害の賠償が全うされるように規定が整備され、現に、本件原発事故についても、そのように制度が運用され、今後もその継続が見込まれることに照らすと、本件責任集中制度は、国民の財産権を侵害するものとはいはず、②原子炉の製造業者と原子力事業者とで異なる取扱いを定める本件責任集中制度が合理的でないとはいはず、被害を被った者に対する差別であるとはいえないとした前訴第1審判決の判断（上記1(1)イ及びウ）を全て引用した上で、本件責任集中制度は立法府の合理的な裁量の範囲を超えるものとはいえないから憲法29条2項に違反しておらず、また、どのような事故についてどのような救済方法を設けるかは立法政策の問題であり、本件責任集中制度は、被害者の保護を図る見地から、民法又は製造物責任法による救済よりもむしろ手厚い被害者保護を図る仕組みを併用するものであるから憲法14条に違反するとはいえないと説示している（上記1(2)イ及びウ）。これらの説示の内容に照らすと、前訴原判決は、原賠法の採用する本件責任集中制度により原子力損害の被害者の保護は十全に図られており、上記被害者の財産権及び平等権は侵害されていないという事実を認定した上で、前訴原告らの財産権侵害及び平等権侵害の各主張はいずれも原賠法が採用する本件責任集中制度という立法政策の当否（財産権については憲法29条

2項の「法律」の内容の当否)を問題とするものにすぎず、本件責任集中制度が立法府の有する合理的裁量の範囲を超えるものとはいえないとの理解の下に、前訴原告らの主張に対して形式的に応答したものにすぎず、実質的には憲法判断を示していないということができる。」

- (9) 原判決11頁24行目の「いずれも、」から同25行目末尾までを「前訴原判決に憲法の解釈の誤りがあることを主張しているものの、上記で説示したところに照らすと、その実質は単に立法政策の当否を問題としているにすぎないものであつて、明らかに民事訴訟法312条1項に規定する事由に該当しないといわざるを得ない。」に改める。
- (10) 原判決12頁5行目の「上記(1)」の次に「認定」を加える。
- (11) 原判決12頁8行目冒頭から同11行目末尾までを次のとおり改める。

「(5) 以上によれば、当審において控訴人らが種々主張する点を十分に考慮しても、前訴上告棄却決定に是正されるべき瑕疵が存在することは認められない。したがって、前訴上告審裁判官らのした行為には何らの違法もなかつたということになるから、被控訴人は、控訴人らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負わない。」

2 当審における控訴人らの追加的主張に対する判断

- (1) 控訴人らは、前訴の上告に民事訴訟法317条2項を適用したことが誤りであることは当事者間に争いがないにもかかわらず、原判決は、前訴上告棄却決定は同項に違反しないと説示しており、当事者間に争いのない事実はそのまま裁判の資料として採用しなければならないとする弁論主義に違反していると主張する。しかし、弁論主義とは、訴訟物である権利関係の基礎をなす事実(主要事実)の確定に必要な裁判資料の収集を当事者の権能と責任に委ねる原則であり、当事者の自白の拘束力が認められるのは主要事実に限られるところ、前訴の上告に民事訴訟法317条2項を適用したことが誤りであるか否かは法令の解釈適用の問題であり主要事実には当たらないから、控

訴人らの弁論主義違反の主張はその前提を欠く。また、この点を指くとしても、被控訴人が原審に提出した準備書面(1)によれば、被控訴人は、「前訴上告審の決定に法令の適用の誤りがあるとはいえない」と主張し、原審第1回口頭弁論調書を見ても、被控訴人は、前訴原告らが甲6号証のとおりの上告理由書を提出し、最高裁判所が甲7号証のとおりの決定（前訴上告棄却決定）をしたという客観的な事実の経過を認めたにすぎないから、本件上告に民事訴訟法317条2項を適用したことが誤りであるということが当事者間に争いのない事実であるといえないことは明らかである。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人らは、本件の争点は、違法性限定説を適用すべきか否か、また、仮に違法性限定説を適用した場合でも国賠法上の違法性が認められるか否かにあつたにもかかわらず、原判決はこの点について一切判断をせず、被控訴人が述べていない理由を独自に展開して前訴上告棄却決定が民事訴訟法317条2項に違反しないという結論を導いており、弁論主義ないしその趣旨に反すると主張する。しかし、原判決の説示の内容に照らすと、原判決は、前訴上告審裁判官らの行為に国賠法上の違法性が認められるというためには違法性限定説を適用するか否かにかかわらず、前訴上告棄却決定に是正されるべき瑕疵が存在することを要するとの理解の下に、前訴上告棄却決定の瑕疵の有無について判断していることが認められるから、原判決の説示をもって弁論主義ないしその趣旨に違反したものであるといえないことは明らかである。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

3 よって、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官

足立 哲

裁判官

堀田次郎

裁判官

富澤賢一郎